

(参考) 予防接種健康被害救済制度と医薬品副作用被害救済制度の比較

	臨時接種及びA類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	B類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	任意接種 (医薬品副作用被害救済制度)
根拠法	予防接種法		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
救済の性質	予防接種は感染症のまん延を予防するため公衆衛生の見地から行い、臨時接種及びA類疾病は国民に努力義務を課している。接種率確保のためにも十分な救済措置が必要であり、救済の考え方としては国家補償的精神に基づき社会的公正を図るもの(財源は国及び自治体)		製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする(財源は企業拠出金)
手続の流れ	接種時点で居住していた市町村長に請求し、厚生労働大臣(疾病・障害認定審査会)が判定し、市町村長が支給		医薬品医療機器総合機構に請求し、厚生労働大臣(薬事・食品衛生審議会)が判定し、機構が支給
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定しない)	A類疾病の額に準ずる(入院相当に限定)	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定)
医療手当	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円	A類疾病の額に準ずる(通院は入院相当に限定)	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円 (通院は入院相当に限定)
障害児養育年金	1級(年額) 1,617,600円 2級(年額) 1,293,600円		1級(年額) 898,800円 2級(年額) 718,800円
障害年金	1級(年額) 5,175,600円 2級(年額) 4,138,800円 3級(年額) 3,104,400円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円
死亡した場合の補償	死亡一時金 45,300,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)
葬祭料	212,000円	A類疾病の額に準ずる	212,000円
介護加算	1級(年額) 846,200円 2級(年額) 564,200円		

(注1) 単価は2023年4月現在

(注2) 具体的な給付額については、政令で規定

(注3) B類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている

(注4) 介護加算は、施設入所又は入院していない場合に、障害児養育年金又は障害年金に加算するもの

(注5) 新臨時接種(接種の勧奨は行うものの、接種の努力義務のかからない接種)については、給付の内容はA類疾病の定期接種と同様だが、給付水準はA類疾病の定期接種とB類疾病の定期接種の中間的な水準。